第三章　試験等

（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の試験）

第十三条　規則第五条第一項第二号の経済産業大臣が定める試験は、次条及び第十五条に定めるところによるものとする。

（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の設計検査）

第十四条　［略］

2　［略］

3　第一項の設計検査は、当該容器の設計における材料が規則第三条第一項第一号に定める基準に適合するものを合格とする。

（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器のサイクル試験等）

第十五条　容器は、容器の型式ごとに、協定規則第百三十四号5.1.から5.4.まで及び9.3.に定めるサイクル試験その他の試験を行い、これに合格しなければならない。

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

（国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の試験）

第十六条　規則第五条第二項第二号の経済産業大臣が定める試験のうち、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、次条及び第十八条に定めるところによるものとする。

（国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の設計検査）

第十七条　容器は、容器の型式ごとに、次項及び第三項によって設計検査を行い、これに合格しなければならない。

2　前項の設計検査は、必要な寸法を記載した構造図、材料証明書及び設計書によって行うものとする。

3　第一項の設計検査は、当該容器の設計における材料及び肉厚が第四条及び第五条に定める基準に適合するものを合格とする。

（国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器のサイクル試験等）

第十八条　容器は、容器の型式ごとに、協定規則第百十号11.及び附則3Aの6.13.、6.14.、6.15.及び11.並びに継目なし容器にあっては協定規則第百十号附則3Aの7.3.、7.4.及び7.5.、フープラップ容器にあっては協定規則第百十号附則3Aの8.4.、8.5.及び8.6.、金属ライナー製フルラップ容器にあっては協定規則第百十号附則3Aの9.4.、9.5.及び9.6.、プラスチックライナー製フルラップ容器にあっては協定規則第百十号附則3Aの10.5.、10.6.及び10.7.に定めるサイクル試験その他の試験を行い、これに合格しなければならない。

［新設］

（容器の試験等）

第二条　規則第五条第一項第二号の告示で定める試験は、次条から第八条までに定めるものとする。

（容器の設計検査）

第三条　［略］

2　［略］

3　第一項の設計検査は、当該容器の設計における材料が規則第三条第一項第一号で定める製造の方法の基準に適合するものを合格とする。

（初期破裂試験）

第四条　容器は、容器の型式ごとに、協定規則第百三十四号5.1.1.に定める初期破裂試験を行い、これに合格しなければならない。

（初期常温圧力サイクル試験）

第五条　容器は、容器の型式ごとに、協定規則第百三十四号5.1.2.に定める初期常温圧力サイクル試験を行い、これに合格しなければならない。

（耐久性能試験）

第六条　容器は、容器の型式ごとに、協定規則第百三十四号5.2.に定める耐久性能試験を行い、これに合格しなければならない。

（連続ガス圧力試験）

第七条　容器は、容器の型式ごとに、協定規則第百三十四号5.3.に定める連続ガス圧力試験を行い、これに合格しなければならない。

（火炎暴露試験）

第八条　容器は、容器の型式ごとに、協定規則第百三十四号5.4.に定める火炎暴露試験を行い、これに合格しなければならない。

［新設］

［新設］

［新設］